

議員提出第4号議案

新城市議会委員会条例の一部改正

新城市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月17日提出

提出者	新城市議会議員	丸山隆弘
	〃	佐宗龍俊
	〃	浅尾洋平
	〃	齊藤竜也
賛成者	新城市議会議員	鈴木達雄
	〃	鈴木長良

理由

この案を提出するのは、常任委員会の組織を変更するため必要があるからである。

新城市議会委員会条例の一部を改正する条例

新城市議会委員会条例（平成17年新城市条例第241号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管事項は、次の表のとおりとする。

名称	定数	所管事項
総務経済委員会	9人	1 総務部の所管に属する事項 2 企画部の所管に属する事項 3 産業振興部の所管に属する事項 4 建設部の所管に属する事項 5 会計課の所管に属する事項 6 消防本部の所管に属する事項 7 監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 8 他の委員会の所管に属さない事項
厚生文教委員会	9人	1 市民協働部の所管に属する事項 2 健康福祉部の所管に属する事項 3 市民病院の所管に属する事項 4 上下水道部の所管に属する事項 5 教育委員会の所管に属する事項
予算・決算委員会	17人	一般会計、特別会計及び企業会計の予算及び決算に関する事項

2 議員は、前項の表に規定する総務経済委員会又は厚生文教委員会のいずれかの常任委員となるものとする。

3 議長を除く議員は、第1項の表に規定する予算・決算委員会の常任委員となるものとする。ただし、決算に関する事項の審査を行うときは、議員のうちから選任された監査委員の職にある者を除く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新城市消防賞じゅつ金等審査委員会条例の一部改正)

2 新城市消防賞じゅつ金等審査委員会条例（平成24年新城市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「市議会総務消防委員会委員長」を「市議会総務経済委員会委員長」に改める。